

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年8月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第34号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「その他の」を「その他令第130条の2の2各号に掲げる」に、
「第130条の2の2」を「第130条の2の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)